

# 住民票等の申請について

住民票の写し等を請求理由を明示せずに請求できる方は、本人及び本人と同一世帯の方だけです。これ以外の方は、請求理由や提出先を具体的に記入するほか、疎明資料の提示が必要となります。

なお、個人情報保護し、なりすまし等の不正申請を防止するため、申請の際に窓口に来られた方の本人確認をさせていただきます。

## <申請書の記入の仕方>

### 1. 「窓口に来られた方」(住所、氏名、請求者との関係)

- 実際に窓口に来られた方の住所・氏名を記入してください。氏名を自署した場合は、押印不要です。
- 請求者からみた関係を記入してください。

### 2. 「請求者」(住所、氏名、電話番号)

- 住民票を必要としている方(請求者)の住所・氏名・電話番号を記入してください。
- 窓口に来られた方が請求者本人の場合は、住所・氏名欄の「□上と同じ」に☑をつけてください。
- 窓口に来られる方が請求者の代理人・使者の場合は、申請書に請求者本人が押印し、住所欄の「□私は、下記の～」に☑をつけてください。
- 電話番号は、請求者の番号を記入してください。

### 3. 「どなたのものが必要ですか」(住所、世帯主、一部の方のときの名前)

- 必要とする方が請求者と同じ場合は、住所欄の「□請求者と同じ」に☑をつけてください。
- 世帯の一部の方のものが必要な場合は、必要な方の名前とフリガナを記入してください。

### 4. 「続柄・本籍等を表示しますか」

- 交付される住民票に世帯主からみた続柄等の記載が必要な場合は、必要な箇所に☑をつけてください。

### 5. 「必要とする方と請求者の関係」

- 本人及び同一世帯以外の方が請求者になる場合は、使用目的、提出先を具体的に記入してください。
- 利害関係人が請求の場合は、疎明資料(契約書、債権保全訴状、裁判所提出用の調停申立書等)の提示又は写しが必要です。

## <住民票等交付申請書で申請できるもの>

### ○ 住民票(一通400円)

米沢市に住民登録をしている個人について一葉の住民票が作成され、世帯ごとに管理されています。住民の居住関係を公証するのが住民票の写しです。

### ○ 改製原住民票(一通400円)

市内転居や修正等により各項目の記載欄がなくなった場合、又は住民票の様式の変更等があった場合には、記載されている最新の内容のみを移記し、新たに住民票を作成することがあります。そのつくり直す前の住民票の写しです。

### ○ 除住民票(一通400円)

他市町村に転出したり死亡した場合には、住民票は消除され、現存者とは別に管理されます。その消除された住民票の写しです。

### ○ 住民票記載事項証明(一通300円)

住民票に記載されている事項の必要な事項だけを証明するものです。

### ○ 住居表示実施(変更)の証明(無料)

米沢市の住居表示実施(変更)により、住所の表示が変わった旨を証明するものです。主に不動産登記の関係で使用します。

### ○ 国民健康保険加入期間証明(一通400円)

米沢市の国民健康保険に加入していた方の加入期間を証明するものです。